

三次市教育委員会議案第40号

「三次市陶芸学習舎設置及び管理条例を廃止する条例（案）」について

三次市陶芸学習舎設置及び管理条例の廃止に係る議案を令和7年3月市議会定例会に提出することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、三次市教育委員会会議の意見を求める。

令和7年1月17日提出

三次教育委員会教育長 迫 田 隆 範